

第129回高官国際セミナー

平成17年1月11日(火)から同年2月10日(木)

1 本研修の主要課題は、「21世紀における犯罪予防 - 都市化に伴う犯罪の地域に根ざした効果的な予防と青少年の犯罪防止を中心に - 」です。

(1) 都市化に伴う社会及び犯罪現象の変化とその対応の現状及び課題

経済発展や近代的な産業の成長は、都市や周辺市町村への人口流入をもたらす、その結果、スラム地域の発生や盛り場地域の拡大など、都市部の居住環境が悪化しています。他方、このような経済発展等は、同時に社会構造の変化をもたらす、例えば、家族にあっては、大家族制度からいわゆる核家族へ移行し、また、地域社会における人間的な絆が弱くなって伝統的地域社会が崩壊することに伴い、地域社会での価値規範の弱体化をもたらす、それが地域社会の環境悪化の一要素となっています

このような都市化に伴う居住環境や社会環境の悪化は、犯罪現象にも影響を及ぼしている。例えば都市部においては、窃盗、強盗、暴力犯罪、薬物犯罪などの犯罪の著しい増加が見られ、また、特に、組織犯罪、青少年犯罪、外国人犯罪が深刻さを増しています。このような都市化に伴う犯罪の増加現象は、多くの都市部住民にとって「安全感の喪失(feeling of insecurity)」をもたらしました。犯罪の増加は、地域社会における「生活の質(quality of life)」の低下を生じさせており、一国の社会の持続的発展を阻害する深刻な要因の一つになり得ます。

政府は、このような犯罪の量的・質的变化に対して、適時に必要かつ十分な施策を用意することが困難となっています。刑事司法各機関においては、扱う事件数の飛躍的増大と事件の悪質化に対応することが制度的にも予算的にも難しくなっており、また、都市計画並びに出入国管理行政及び移民政策の充実、青少年に対する教育・福祉政策などの分野での対応も遅れをとっています。

安全を求める市民のニーズないし世論の要求に応えるため、政府は、衆目に分かりやすく、即効性があると思われる取締り及び処罰の強化といった、犯罪抑圧策を対策の中心に置かざるを得ません。例えば、都市部の特定の地区における犯罪者(ストリート・ギャングなど)の一斉検挙、スラム地域の強制撤去、犯罪者に対する厳罰化がそれです。

確かに、これらの諸対策は、必要であり、一定の効果も期待できるであろう

が、いずれ犯罪者は社会に戻ってくるのであるから、犯罪の予防や元犯罪者の社会への地域社会への再統合の視点を欠いた対応策では、都市化に伴う犯罪対策としては不十分です。

(2) 都市化に伴う犯罪に対する根本的な対応策の検討

都市化に伴う犯罪増加現象は、これまで見たように多様な原因によってもたらされていることから、刑事司法機関のみで対応することは困難であり、関係機関・団体及び市民(地域住民)の緊密な連携・協力の下での、「統合的対策(integrated approach)」が不可欠です。刑事司法分野では、これまで実施されてきた犯罪抑止策に加えて、他の関連機関・団体等とも協力しつつ、犯罪予防及び元犯罪者の社会への再統合にも重点を置いた下記のような対策が求められています。そして、これら一連の諸施策は、地域社会に根ざした取組として実施し(地域住民を主体とした施策、地域住民の施策への積極的関与)、その過程において犯罪を予防し、再犯を防ぐ機能を持った地域社会の再生に貢献することが重要であり、刑事司法機関においても、それに協力することが必要と考えられるのです。

具体的には、犯罪発生を予防するための社会的な環境の構築、軽犯罪(petty offence)にも目を向けた効果的犯罪対策の策定、犯罪者処遇策の充実(発生した軽犯罪に対する従来の刑事司法の枠組みにとらわれない適切な対応を含む)、都市で生活する青少年の健全な育成、特に「犯罪者となりやすいリスクにさらされた青少年(youth at risk)¹」への対策、都市における元犯罪者の地域社会への効果的な再統合などが必要です。

(3) 都市化に伴う犯罪現象に対する国連など世界の動き

これらの状況に国連として対応するため、犯罪者となりやすいリスクにさらされた青少年に関して、国連準則としては、1990年に、「少年非行の防止に関する国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン)」が総会決議として採択されました(GA Resolution 45/112, 1990)。都市化に伴う犯罪に関しては、1995年に「都市化に伴う犯罪の予防に関するガイドライン」が経済社会理事会決議として策定され(ECOSOC Resolution 1995/9)、その付属書である「都市化に伴う

¹ “Youth at risk”は、本来、青少年を取り巻く環境が劣悪なため、青少年が各種のリスクに曝されており、周囲からの働きかけが必要である状態にあることを表す用語です。それは、本文で用いた犯罪や非行に走る危険性があるという意味の他に、犯罪被害者となる危険性、各種の搾取や虐待の対象となりうる危険性、その他青少年の生命・身体が危険に瀕している場合を広く含む概念です(street childrenなどは、その典型)。しかし、ここでは、セミナー主題との

犯罪予防分野における協力及び技術的援助に関するガイドライン」において、犯罪の一次予防及び再犯防止(二次予防)の観点からの都市化に伴う犯罪防止対策についての基本的な方針が示されました(添付資料1参照)。これらに続く経済社会理事会決議として、2002年には、「効果的な犯罪予防の促進に関する行動」が採択され(ECOSOC Resolution 2002/13)、その付属書である「犯罪予防のためのガイドライン」において、犯罪予防に関する理論的枠組み(犯罪予防の定義、地域社会の積極的関与等)、基本原則、犯罪予防組織・方法・アプローチ、国際協力について、国連としての詳細な方針が明確化されました(添付資料2参照)。都市化に伴う犯罪予防と犯罪者となりやすいリスクにさらされた青少年(青少年の非行・犯罪の防止)に関しては、2005年にタイのバンコクで開催予定の犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第11回国際連合会議のワークショップにおいても採り上げられる予定です。

また、犯罪防止の観点から都市環境の改善を目指した国連プログラムとしては、国連人間居住プログラム(UN-Habitat)が実施している技術プログラムの一つとして、「安全街作り計画(the Safer City Programme)」があります。ここでは、都市化に伴う犯罪と少年非行・犯罪の予防のため、評価(アセスメント)、犯罪防止、計画実施と制度化などから構成される段階を追った計画が、ケニア、南アフリカ、マダガスカル、カメルーン等で、世界各国の公的機関、民間団体の支援も受けながら実施されています。

(4) 各国の刑事司法として実施すべき取組及び本セミナーにおける議論の焦点

以上の状況を踏まえて、本セミナーにおいては、刑事司法として、このような問題解決のため、どのような取組ができるかについて検討しました。その際、従来から実施されてきた犯罪抑止策(取締り強化、犯罪者の適正な処罰等)に加えて、犯罪予防の観点(防犯及び犯罪者の地域社会への再統合)から、都市化に伴う犯罪の現状、その対策と課題、そして将来の展望に重点を置いて検討しました。本セミナーにおける議論の焦点は、次のとおりです。

都市化に伴う犯罪の各国の現状と対応策及びその問題点の概要

ア 犯罪の現状

イ 現在の刑事司法における取組

警察、検察、裁判、矯正、更生保護における取組

関係で、犯罪や非行との関係に限定した狭義の意味で用いました。

ウ 問題点

効果的な都市防犯対策

ア 都市化に伴う犯罪の予防に関する警察及び検察の対応の在り方
(community policing及びcommunity prosecution)

イ 重点対策地域の特定に向けて - 犯罪発生状況マッピングなど

ウ 状況的犯罪予防 - 都市計画の改善などを通じた犯行機会の減少など

エ 犯罪被害者とならないための予防策 - 犯罪者側から見て犯罪の対象とすることが困難な者を増やす(target hardening)ための諸方策

オ 市民参加による地域社会における防犯対策 - 地域住民の自分の住む地域社会への帰属意識の向上, 関係機関・団体・地域住民の連携, ボランティアの活用等

(例)「破れ窓理論」の実践による市民参加のパトロール, 地域社会住民による公園等の維持管理(公園等の里親制度)など

犯罪者となりやすいリスクにさらされた青少年(youth at risk)への効果的対応策

ア 刑事司法, 教育, 福祉, 医療機関等の多機関連携によるリスクにさらされた青少年に対する統合的対応の在り方

イ 青少年に対する啓発のための諸方策

ウ リスクにさらされた青少年に対する早期介入の在り方 - 適切な青少年に対するリスクとニーズの評価基準(risk and needs assessment scale)策定とそれに基づく多様な形態の早期介入(early intervention)

エ 青少年犯罪に対応した柔軟な処分・処遇制度の在り方 - 多様な処分・処遇類型の検討, 警察・検察・裁判段階でのダイヴァージョン・プログラム(各種の社会内処遇プログラム)の創設と運用の在り方

(例) アメリカ等で見られる特定の問題を扱う裁判所(problem solving court), 修復的司法アプローチを取り入れた処分・処遇制度など

オ 青少年に対する効果的な施設内処遇

再犯防止のための効果的な施設内処遇プログラム及び社会内処遇機関との連携による継続的処遇体制(through care system)の充実

カ 青少年に対する効果的な社会内処遇

再犯防止のための効果的な社会内処遇プログラム, 犯罪者の更生において地域社会に積極的な役割を与えるための諸方策(効果的な地域社会への再統

合), 多機関連携による継続的処遇体制の充実及びアフターケア段階への円滑な移行体制の構築

統合的犯罪対策における地域社会の役割及び効果的な多機関連携体制の構築

ア 統合的犯罪対策の必要性及びその企画・実施の在り方と担当機関

イ 統合的犯罪対策における地域社会の役割(犯罪予防,犯罪者の地域社会への再統合を中心に) - 地域社会の再活性化, 修復的司法アプローチにおける被害者・犯罪者・地域社会の関与, 地域の社会資源及び保護司など市民ボランティアの開拓・活用の在り方

ウ 統合的犯罪対策における効果的な多機関連携体制の構築 - 関係機関における情報共有, 刑事処分終了後のアフターケア体制の充実など

2 客員専門家による講義の概要（講義日程順・肩書きは講義当時のもの）

(1) アンソニー・E・ボトムス氏 (Professor Anthony E.Bottoms)

英国ケンブリッジ大学ウォルフソン校犯罪学教授

* 講義テーマ

「 21 世紀における犯罪及び犯罪予防」

「 犯罪に陥るリスクにさらされた青少年 (Youth at Risk) に対する犯罪予防策：いくつかの理論的考察」

(2) アーヴィン・ワラー氏 (Professor Irvin Waller)

カナダ オタワ大学犯罪学教授

* 講義テーマ

「 都市化に伴う犯罪の効果的予防策」

「 効果的な都市化に伴う犯罪予防のための効果的な多機関連携制度」

(3) ハンス・ユルゲン・ケルナー氏 (Professor Hans-Juergen Kerner)

ドイツ チュービンゲン大学教授・チュービンゲン大学犯罪学研究所長

* 講義テーマ

「 犯罪予防，期待しうる成果及びその課題：青少年犯罪者の再犯予防における施設内処遇プログラムと社会内処遇プログラムの比較」

「 犯罪に陥るリスクにさらされた青少年 (Youth at Risk) に対する総合的対策」

(4) セリア・サニダッド・レオネス氏 (Ms Celia Sanidad Leones)

フィリピン国家警察委員会委員

* 講義テーマ

「 都市化に伴う犯罪の現状：フィリピンにおける問題の経験及び採られた対策」

「 フィリピンにおける犯罪に陥るリスクにさらされた青少年 (Youth at Risk) に対する効果的な予防策」

(5) ヴィンセント・E・ヘンリー氏 (Dr Vincent E. Henry)

アメリカ合衆国 ロング・アイランド大学助教授

* 講義テーマ

「 都市における犯罪防止対策：10 年間にわたるニューヨーク市における地域に根ざした取組」

「 コムスタット (COMPSTAT) の実践に係る特別の諸課題」

3 研修員名簿 (所属は当時のもの)

フィジー	フィジー警察ナシヌ地方警察 警視補
グアテマラ	グアテマラ市民安全プログラム全国調査官
インドネシア	ランブン市地方検察庁 特別犯罪対策課長
ラオス	法務省判決執行局 次長
マレーシア	矯正局人事課 課長
マレーシア	マレーシア警察公共活動部 部長補佐
マーシャル諸島	マーシャル諸島共和国公共安全局 警部補
モロッコ	国家公安長官府本部 顧問
オマーン	検事局 次長検事
パキスタン	パキスタン警察北西国境州ペシャーワル国境警察隊長
パナマ	公共省少年非行担当地方検事
パプアニューギニア	カネドブ警察本部 犯罪捜査部 部長代理
パプアニューギニア	法務省社会内処遇部 部長
タンザニア	タンザニア警察 リンディ地方犯罪捜査官
タイ	ブリラム地方裁判所 判事
ジンバブエ	ジンバブエ警察 メイトベルランド地方犯罪捜査副部長
日本	大阪保護観察所 総務課長
日本	法務総合研究所 研修第一部 教官
日本	東京地方検察庁 検事
日本	警察庁生活安全局企画課課長補佐兼情報技術犯罪対策課付 警視
日本	近畿地方更生保護委員会 更生保護調査官
日本	東京地方裁判所 判事
日本	府中刑務所国際対策室 首席矯正処遇官
日本	法務総合研究所 研修第三部 教官